一般社団法人全日本ノルディック・ウォーク連盟 定款

第1 章 総則

第1 条（名称）

当法人は、一般社団法人全日本ノルディック・ウォーク連盟と称し、略称を「ＪＮＷＬ」とする。

第 2 条（事務所）

当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2　当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる．

第 2章 目的及び事業

第3条（目的）

当法人は全国でノルディック・ウォークの普及、啓発に携わる個人及び団体の一致協力によって正しい知識の普及と熱意溢れる指導員の育成を図ることにより、全ての国民の健康増進活動を促進し、明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

当法人は前条の目的を遂げる為に次の事業を行う。

( 1 ) 定例ノルディック・ウォーク講習会の実施

( 2 )全国各地での指導員の育成

( 3 )全国各地でのノルディック・ウォーク大会の主催及び共済並びに公認及び認定事業

( 4 ) ポール（ストック）をはじめとするノルディック・ウォーク関連商品の企画及び開発助言等

( 5 ) セミナー及び講習会等への指導員派遣

( 6) ノルディック・ウォークセンターの設置

(７)ノルディック・ウォークを通じての国際交流

( 8 ) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第３章　社員

第 5 条（社員の資格の得喪）

当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（１）正会員　当法人の目的に賛同して入会したノルディック・ウォークの普及に深く関係する個人

(2) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人

(3)　賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した団体又は個人

(4)　名誉会員 当法人に功労のあった者または学識経験者で社員総会において推薦された者

第6条（入会）

正会員、一般会員及び賛助会員となるには、理事会が別に定める書類により、申し込まなければ　ならない。

2　入会は、理事会において、その可否を決定し、本人に通知する。

第7条（入会金及び会費の納入、経費の負担）

正会員、一般会員及び賛助会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第８条（任意退会）

正会員、一般会員及び賛助会員は、理事会が別に定める書類を提出して任意に退会することができる。

第９条（除名）

会員が次の各号のーに該当するときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。ただし、その会員に対し、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

( 1 ) 当法人の定款又は規則に違反したとき

( 2 ) 当法人の名誉を傷つけ、又は法人の目的に違反する行動があったとき

( 3 ) その他、除名すべき正当な事由があるとき

第１０条（社員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する

（１）後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

（２）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

（３）2年以上会費を滞納したとき．

第11条 （会費等の不返還）

既に納入した会費、入会金その他の拠出金は、これを返還しない。

第4 章 役員

第１２条（役員）

この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上2 0名以内

(2) 監事2名以内

２　理事の中から、理事長及び副理事各長1名を置く。

３　前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

第13条（選任等）

理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長 1 名、副理事長1 名は、理事会の決議によって定める。

第１４条（理事及び監事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、当法人を代表し、当法人の常務を掌理する。

３　理事長は、毎事業年度に4か月を超える問隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

４　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

５　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる；

第15条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする．ただし、再任を妨げない．

３　補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

４　理事又は監事は、第１２条に定める定数に足りなくなるときは、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第16条（解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第１７条（報酬等）

社員総会の決議により、常鵬の理事及び監事に対し報酬等を支給することができる。

第5章（名誉会長、会長、副会長、顧問、参与及び委員）

第18条（名誉会長、会長及び副会長）

当法人に名誉会長、会長及び副会長を置くことができる。

2　名誉会長、会長及び副会長は、名誉会員の中から当法人に顕著な功労がある者を社員総会の承認を経て推薦する。

第１９条 (顧問及び参与）

当法人に顧問及び参与を置くことができる。

２　顧問及び参与は、この会に功労ある者または学識経験のある者の中から理事会の承認を経 て、理事長が委嘱する。

３　顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ社員総会、理事会、委員会等に出席し、意見を述べることができるただし、決議に加わることはできない。

第２０条（委員）

理事長は、事業達成のため必要なる委員会等を常任理事会の決議を経て設置し、その会を構成する委員を、会員又は会員以外に委嘱することができる。

2　委員は、理事長から委嘱された事項を処理する。

第21条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第22条（権限）

社員総会は、以下の事項について決議する。

(1)社員の除名

（2)理事及び監事の選任又は解任

（３）理事及び監事の報酬等の額

（4)貸借対照表及び損益計算書（正昧財産増減計算書）並びにこれらの附属明綱書の承認

（５）定款の変更

（６）解散及び残余財産の処分

(7)入会金及び会費の額

(8)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第23条（開催）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第24条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2　社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日の1週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

第25条（議長）

社員総会の議長は理事長とする。

第26条（議決権）

社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

第27条（決議）

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出意し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議する楊合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候捕者の合計数が第１２条に定める定数を上回るときは、半過数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第28条（書面による議決権行使）

社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においてはその議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

・

第29条（議決権の代理行使）

社員は委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第27条の規定の適用については、当該社員は出席したものとみなす。

第30条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第7章 理事会

第31条（構成）

当法人に、理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事で構成する。

第32条（権限）

理事会は次に掲げる職務を行う。

(1) 当法人業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長の選定及び解除

(4) 事務局の組織及び運営

第33条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会を招集する者は、理事会の日時、編所 ｀目的、その他必要な事項を記戴した書面をもって、理事会の日の1週関前までに、各理事会及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときはの召集の手続きを経ることなく開催することができる。

第34条（議長）

　理事会の議長は、理事長とする。

第35条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第36条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第8章　資産及び会計

第37条（事業年度）

当法人の事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日に終了する。

第38条（事業報告及び決算）

事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の藍査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

　（１）事業報告

　（２）事業報告の付属明細書

　（３）貸借対照表

　（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

　（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

　２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

第39条（定款の変更）

当法人は社員総会の決議によって定款を変更することができる。

第40条（解散）

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第1 0 章 公告の方法

第41条（公告方法）

当法人の広告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第1 1 章 事務局

第４２条 事務局）

当法人に事務局を置く。事豪局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第1 2 章 雑則

第４３条（委任）

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附厠

１　この定款は、この法人成立の日から施行する。

２　当法人の設立当初の事業年度は第３７条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から平成2 2 年9 月3 0日までとする。

３　当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

氏名 　　　 住所

木村健二　　　大阪府高槻市寿町二丁目3 7番7号

和田誠介　　　兵庫県川西市清和台西一丁目5番地の４

以上一般社団法人全日本ノルディック・ウォーク連盟を設立するため、設立時社員の定歎作成代 理人である司法書士柿本麻希は、電磁的記録である本定款を作成し、電子暑名する。

平成 2 1 年9 月2 5 日

設立時社員　木村健二

設立時社員　和田誠介

上記設立時社員の定款作成代理人柿本　麻希